下田市事業者応援金 申請受付について

市は、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による時短・休業要請又は外出自粛等の影響を受けた事業者を支援するために応援金を給付します。

対象事業者

・市内に事業所等を有し、9月27日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

・事業収入（売上）があり、法人税、所得税の確定申告を行っていること。

・令和元年又は令和2年7月若しくは8月のいずれか一月の事業収入が10万円以上であること。

・令和3年7月又は8月のいずれか一月の事業収入が、令和元年又は令和2年の該当月と比べて減少していること。宗教上の組織又は団体等及び政治団体、下田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合は対象外です。

※詳細は市ホームページにてご確認ください。

応援金の支給額

①飲食店と直接・間接的に取引のある事業者は10万円

②外出自粛等の影響を受けた事業者は10万円

③前のいずれにも該当しないが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者は5万円

応援金の申請受付期間

10月29日（金）まで（申請受付期間の消印有効）

問合せ先

産業振興課地域経済促進係 ☎㉒3914

11月は「計量強調月間」です ～暮らしを支える 正しい計量～

正確な計量は私たちの生活の基本です

私たちの身の回りでは、様々な計量器が使われ、ガス・水道・電気の使用量、食料品の内容量、タクシー料金、給油したガソリンの量などが正しく計量されることで、暮らしの安心が守られています。

各種メーターの交換にご協力ください

ガス、水道、電気などのメーターは、法令で有効期間（7～10年）が定められており、ガス事業者、水道事業者、電力会社などは有効期間が過ぎる前にメーターを交換するよう努めています。交換作業にはぜひご協力ください。

食料品などの内容量

商品の販売に当たっては、正確な計量に努めるよう法律で義務付けられており、食料品などの内容量は、精密な計量器を用いることで生活の安心が守られています。

はかりの定期検査を受けましょう

取引・証明に使用するはかりは、県指定定期検査機関である（一社）県計量協会が実施する2年に1回の定期検査を受けなければなりません。対象となるお店は食料品店、宅配便取扱店、薬局などです。

問合せ先

産業振興課地域経済促進係 ☎㉒3914

リサイクル分別収集のマナー向上を

ごみ出し時間を守ろう

ごみの後出しについて多くの苦情が寄せられています。リサイクル分別収集のごみ出し時間は原則午前7時から午前8時までです。早出し、後出しは近所迷惑になりますのでやめましょう。

古紙は白紙ひもで束ねよう

ビニールひも、麻ひもはリサイクルできませんので、白紙ひもを使用してください。通販カタログ等のビニール、カーボン紙の伝票等もリサイクルできませんので、あらかじめ除去してください。

産業廃棄物等は出さない

事業活動で生じたと思われる板ガラス、廃プラスチックなどが大量に出されていることがあります。事業活動で生じたガラス、陶器くず、廃プラスチック等は産業廃棄物として事業者の責任で処理することになっています。

問合せ先

環境対策課（清掃センター内）☎㉒6686

11月は年金月間です

日本年金機構では、厚生労働省と協力し毎年11月を「ねんきん月間」とし、「国民お一人お一人が、『ねんきんネット』等を活用しながら、老後の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「ねんきんの日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみましょう。

「ねんきんネット」のサービスは、ご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額の試算、電子版「ねんきん定期便」の閲覧、受給に関する各種通知書の確認など、様々な機能がありますので、ぜひご利用ください。

「ねんきんネット」はパソコンやスマートフォンから利用可能です。（初回登録が必要です。基礎年金番号のわかるものをご用意ください。）

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、「ねんきんネット」に登録していなくてもマイナポータルからアクセスできます。

マイナポータルQR

問合せ先

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570-058-555